

# 令和元年 6 月 21 日・22 日大雨災害に関する支援制度等のお知らせ

防災危機管理課（027-898-5935）

この度の災害で被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。  
市が行う支援制度等について、お知らせします。  
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

## 1 罹災（りさい）証明書・被災届出証明書

### (1) 制度概要

災害で住家等が被災したことを証明する「罹災（りさい）証明書」、市に届出をしたことを証明する「被災届出証明書」を申請により交付しています。

### (2) 証明の種類及び内容

区 分	内 容
罹災(りさい)証明書	住家及び事業用建物の被害の程度を証明するもの 但し、確実な証拠によりその事実を市が確認できるものに限る
罹災(りさい)証明書 (事業用設備等用)	事業用設備、農業用設備について被害の事実を証明するもの 但し、確実な証拠によりその事実を市が確認できるものに限る
被災届出証明書	上記以外で、市に届け出た事実を証明するもの

### (3) 申請に必要なもの

ア 申請書

イ 被害のわかる写真

※ 被災建物全体が撮影されたものと、被災部分が拡大撮影されたものを、各1枚～2枚添付してください。

※ 写真がない場合、修理に係る書類（見積り・領収書）の写しを添付してください。

### ◆お問い合わせ・申請先◆

#### 住家、事業用建物

資産税課（市役所2階32番窓口）電話027-898-6218、6219（直通）

#### 事業用設備

産業政策課（市役所12階）電話027-898-6983（直通）

#### 農業用設備

農政課（市役所7階）電話027-898-6704（直通）

※ 上記のほか、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所、城南支所、上川淵、下川淵、芳賀、桂萱、東、元総社、総社、南橘、清里、永明 各市民サービスセンターでも申請可能です。

## 2 支援制度等

### (1) 中小企業者に対する支援制度

災害で被害を受けた中小企業者に対する融資制度等についてご案内します。

#### ◆お問い合わせ先◆

産業政策課（市役所12階） 電話027-898-6983（直通）

### (2) 農林水産業者に対する支援制度

災害で被害を受けた農林水産業者に対する融資制度等についてご案内します。

#### ◆お問い合わせ先◆

農政課（市役所7階） 電話027-898-6702（直通）

## 3 清掃施設での廃棄物（自宅や私有地に流入したごみ、木くず等）の取扱い

### (1) 持込みができるもの

今回の大雨により被害を受けた住宅等及び私有地に流入した廃棄物で、土・泥が付いていない状態のものです。

### (2) 持込みができないもの

- ア 事業に使用しているまたは使用していたもの
- イ 業者が修理を行った住宅等の廃棄物や業者による工場への持込み

### (3) 分別について

- ア 可燃物と不燃物に分別（集積場所に出す分別と同じ）してください。
- イ 枝木については、太さ4cm以下で長さ50cm以下のものが持込み可能です。ただし、この規格を超える場合は亀泉清掃工場へ持ち込んでください。

### (4) 持込む時の手順

- ア 被災された方が、持ち込みを希望する清掃工場に事前に電話連絡をして、被害状況、廃棄物の種類や量について説明してください。  
なお、「罹災（りさい）証明書」又は「被災届出証明書」の発行を受けている場合は、その旨お話しください。
- イ 電話を受けた工場の職員が状況を聞き取り、受入れの可否を判断し、受入れ可能な場合は受入れについて説明します。
- ※ 「罹災（りさい）証明書」又は「被災届出証明書」が発行されている場合は、提示してください
- ※ 持ち込まれる廃棄物の量や内容によっては、現地確認をさせていただく場合があります。

## (5) ごみ処理手数料

免除します。

### ◆廃棄物の持ち込み・お問い合わせ先◆

#### 可燃物

亀泉清掃工場 電話027-269-1783 (直通)

大胡クリーンセンター 電話027-283-4924 (直通)

#### 不燃物

荻窪清掃工場 電話027-269-0621 (直通)

富士見クリーンステーション 電話027-230-5300 (直通)

## 4 市税の減免等

### (1) 固定資産税・都市計画税の減免

災害により、課税対象となっている土地、家屋、償却資産が一定の損害を受けたときは、申請により固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

### ◆お問い合わせ先◆

#### 土地

資産税課 土地係 (市役所2階32番窓口) 電話027-898-6217 (直通)

#### 家屋

資産税課 家屋第一係 (市役所2階32番窓口) 電話027-898-6218 (直通)

資産税課 家屋第二係 (市役所2階32番窓口) 電話027-898-6219 (直通)

#### 償却資産

資産税課 償却資産係 (市役所2階32番窓口) 電話027-898-5854 (直通)

### (2) 個人の市民税・県民税の減免

災害により、預貯金も乏しく、支払い能力を失い、今後の収入も見込めないなど徴収の猶予などによっても納税が極めて困難な方については、申請により個人の市民税・県民税が減免になる場合があります。

### ◆お問い合わせ先◆

市民税課 個人市民税係 (市役所2階34番窓口) 電話027-898-6203 (直通)

### (3) 軽自動車税について

災害により、所有している軽自動車等が損壊し使用不能になったときは、廃車の手続きが必要です。車種により手続先が異なりますので、お問い合わせください

い。

◆お問い合わせ先◆

市民税課 諸税係(市役所2階34番窓口) 電話027-898-5842 (直通)

**(4) 事業所税の減免**

災害により、事業所用家屋が損壊したことに伴い、継続して1か月を超えて事業を休止したと認められるときは、申請により事業所税が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

市民税課 法人市民税係 (市役所2階34番窓口) 電話027-898-5961 (直通)

**(5) 国民健康保険税の減免**

災害により、農作物等が被害を受け、今年の所得見込み額が前年所得の2分の1以下になるときは、申請により国民健康保険税が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

国民健康保険課 賦課係 (市役所2階21番窓口) 電話027-898-6250 (直通)

**(6) 市税の徴収の猶予**

災害により、市税を一時に納めることができないと認められる方については、申請に基づいて原則1年以内の期間に限り、納税することができないと認められる金額を限度として、その徴収を猶予することができる場合があります。

なお、徴収の猶予は延滞金計算や滞納処分等について一時的に猶予される制度であって、市税の納税義務について免除(減免)される制度ではありません。

◆お問い合わせ先◆

収納課 (市役所2階31番窓口) 電話027-898-6233、6231、6229、6991 (直通)

**(7) 所得税・復興特別所得税及び個人の市民税・県民税の雑損控除**

災害により、住宅や家財など生活に通常必要な財産に損害を受けた場合、「所得税・復興特別所得税の確定申告」及び「市民税・県民税申告」の際に、雑損控除を受けられる場合があります。

雑損控除を受けるには、罹災証明書や修繕の際に支払った金額が記載された領収書などが必要になる場合がありますので、損害に係る書類は保管するよう

にしてください。

◆お問い合わせ先◆

**所得税・復興特別所得税**

前橋税務署 電話027-224-4371（代表） ※自動音声でご案内します。

**個人の市民税・県民税**

市民税課 個人市民税係（市役所2階34番窓口） 電話027-898-6203（直通）

**(8) 県税に関することについて**

県税に関することについては、群馬県税務課又はお近くの行政県税事務所等にお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

**県税の賦課徴収について**

（県）群馬県総務部税務課 電話027-226-2196（代表）

（県）前橋行政県税事務所 電話027-234-1800（代表）

**自動車税及び自動車取得税**

（県）自動車税事務所 電話027-263-4343（代表）

**5 その他の軽減措置**

**(1) 国民健康保険一部負担金（医療費）の減免**

災害により、収入が一時的に減少し、今後保険医療機関への支払いが難しい場合は、申請により一部負担金が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

国民健康保険課 国保医療係（市役所2階22番窓口） 電話027-898-6249（直通）

**(2) 介護保険料の減免**

災害により、家屋が全半壊したり、収入が2分の1以下に減少した場合は、申請により介護保険料が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

介護保険課 保険料係（市役所1階） 電話027-898-6158（直通）

**(3) 介護サービス等利用料の減免**

災害により、家屋が全半壊したり、収入が2分の1以下に減少した場合は、申

請により介護保険や総合事業のサービス利用料が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

介護保険課 給付適正化係（市役所1階）電話027-898-6157（直通）

**(4) 後期高齢者医療保険料の減免**

災害により、収入が一時的に減少した場合は、申請により後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

国民健康保険課 医療給付係（市役所2階24番窓口）電話027-898-5955（直通）

**(5) 後期高齢者医療一部負担金（医療費）の減免**

災害により、収入が一時的に減少し、今後保険医療機関への支払いが難しい場合は、申請により一部負担金が減免になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

国民健康保険課 医療給付係（市役所2階23番窓口）電話027-898-6253（直通）

**(6) 水道料金及び下水道使用料等の減免**

災害により、収入が一時的に減少した場合は、申請により水道料金や下水道使用料等が軽減又は免除になる場合があります。

◆お問い合わせ先◆

水道局経営企画課 出納係（水道局3階）電話027-898-3015（直通）